



労働条件

使用者（店長などの雇い主）は、労働者が仕事を始める前に労働条件を明示することが義務付けられています。



賃金・労働時間・休日など、働く上で重要な情報は書面でもらって保管しておきましょう。



就業規則

10人以上の労働者がいる会社は必ず就業規則を作成し、**掲示、書面の交付などの方法で労働者に周知しなければなりません。**



- ①労働時間、休憩時間、休日・休暇のこと
- ②賃金に関すること（金額、計算の方法、支払日など）
- ③退職に関すること

※労働条件や会社のルールが記載されています。



労働時間・休憩時間



労働時間

原則

1日8時間以内、1週40時間以内（休憩時間を除く）

※これを超えて働く場合は労使協定（三六協定）が必要です。また、超過勤務に対しては、割増賃金が支払われます。

※18歳未満の時間外・休日・深夜労働は禁止されています。

休憩時間

1日の労働時間によって途中に休憩が必要です。

- 6時間を超える⇒45分以上
- 8時間を超える⇒60分以上

知っておこう！



川崎市では、労働相談を実施しています。詳細はホームページをご確認ください。

川崎市 労働相談窓口



決められたシフトの前後に、開店準備や後片付けをさせられています。その分の時給がもらえません…



法律上、使用者（店長などの雇い主）の指示などに従って行う仕事については、その分の時給がちゃんと支払われなければなりません。ちなみに、「毎回15分未満は切り捨て」というようなことは原則、法律違反です！



「最初の月は研修中なので、バイト代は時給600円」と言われました。安すぎると思いますが、これって仕方ないことですか？



時給は最低賃金額以上でなければなりません！バイト代などの賃金は、雇う人と働く人の間の契約によって決まりますが、都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回ることはできません。



相談機関は裏面の一覧を参考にしてください

こんなときは？



最初に決めた曜日や時間を無視してシフトを入れられてしまいます。テストの日に休みたいと言っても休ませてもらえません…



シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です！一方的にシフトを変更されて困る時は、はっきりと断りましょう！



アルバイトを辞めさせてもらえません…「辞めるなら代わりを連れてこい」と言われます…



アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、労働者は退職の申入れから2週間経てば辞めることができます。また、従業員の確保は事業者の責任です。



上司や同僚からパワハラ、セクハラを受けて困っています。



セクハラ、パワハラにあっていると感じた場合は、セクハラ、パワハラに至る状況や相手の言動を記録して、会社の相談窓口や相談機関にできるだけ早く相談してください。

